

現行の法定積立制度と自己資本の造成

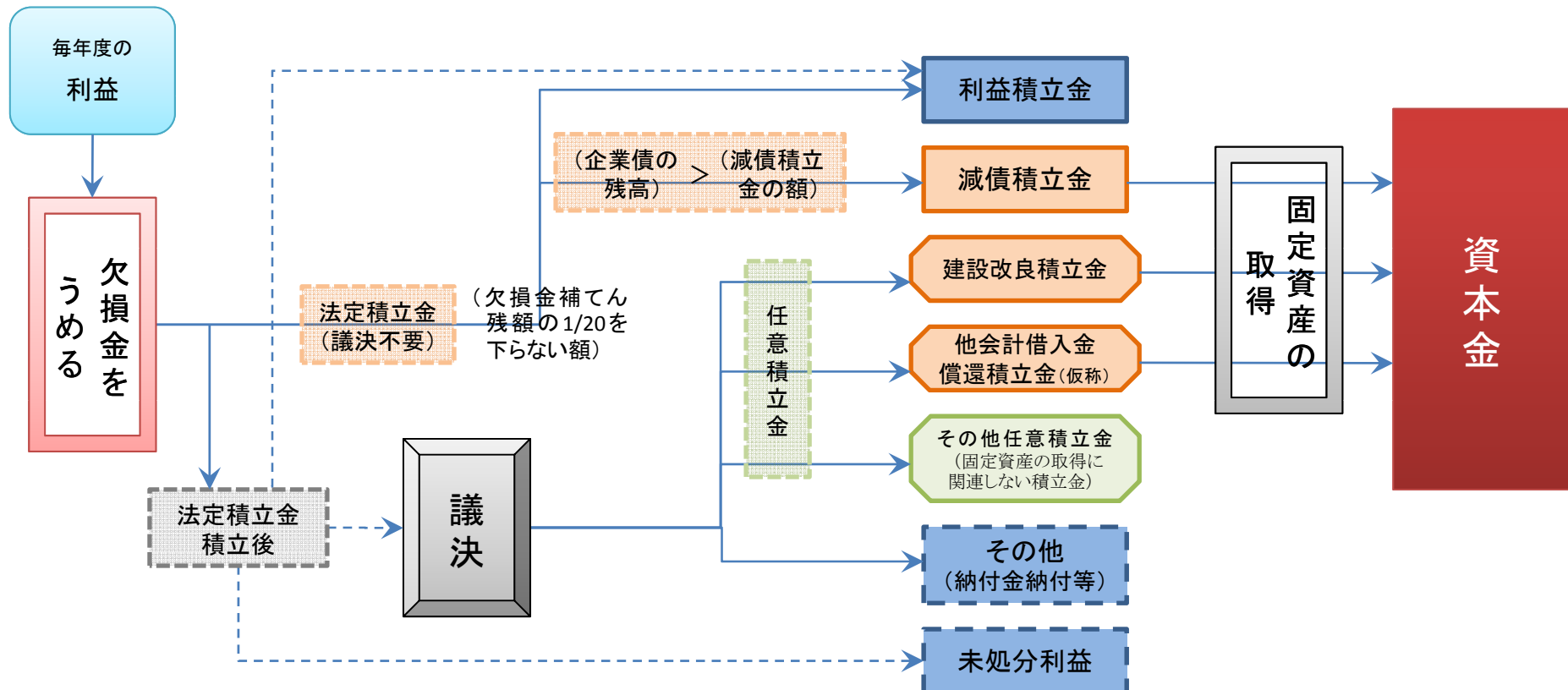
参考資料5

- ◆ 毎事業年度利益を生じた場合、前年度から繰り越した欠損金があるときはその利益をもってその欠損金をうめる。
- ◆ 欠損金をうめてなお残額があるときは、残額の1/20を下らない金額を減債積立金又は利益積立金として積み立てる。
 - ・ 減債積立金の積立額が、企業債残高に達するまで、まず減債積立金を積み立てなければならない。(令24条①)
 - ・ 企業債を有しない又は減債積立金の積立額が企業債残高に達した場合、利益積立金として積み立てなければならない。(令24条②)
- ◆ 減債積立金、建設改良積立金、他会計借入金償還積立金(仮称)を通じて、利益により固定資産を取得した場合には当該利益の額を資本金に組み入れる。

P/L

利益処分

自己資本造成



現行の資本剰余金の積立てと処分

- ◆ 毎事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を附した科目に積み立てなければならない。
- ◆ 資本剰余金は、次の場合を除くほか、処分することができない。
 - ・ 資本剰余金に整理すべき資金をもって取得した資産でみなし償却により減価償却を行わなかった部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該資本剰余金を取り崩して当該損失をうめることができる。(令24条の2)
 - ・ 利益積立金及び特定目的積立金をもって欠損金をうめても、なお欠損金に残額がある場合は、議会の議決を経て、資本剰余金(上述の取り崩すことのできる部分を除く。)をもってうめることができる。(令24条の3②)

資本取引



積立て



処分

